

令和 2 年 6 月 12 日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03404

研究課題名（和文）民事再生手続における再生債務者の事業を再構築するプロセスの研究

研究課題名（英文）Study of businessreorganization process in Civil Rehabilitation Law

研究代表者

中西 正（Nakanishi, Masashi）

同志社大学・司法研究科・教授

研究者番号：10198145

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：研究テーマは「民事再生手続における再生債務者の事業を再構築するプロセスの研究」であるが、我が国では事業再構築は私的整理で行われていることが判明したため、本研究では、私的整理における事業再構築を研究した上で、民事再生がどのように貢献できるかを検討した。その結果、事業再構築も含んだ「事業再生」と、私的整理・民事再生は区別されるべきであり、後者は前者を行う「場」と位置付けられるべきである。つまり、事業再生の内容を十分に検討し、それぞれのタイプの事業再生・事業再構築に適するように私的整理、民事再生を用いるべきである。このようにして、事業再構築に適した事業再生のシステムを設計・運営が可能になる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術的意義 事業再生は民事再生や私的整理に論理的に先行する存在であり、民事再生や私的整理は事業再生を行う「場」として、事業再生の内容を検討したことにより、民事再生の基礎理論の形成に一定の寄与を行った点と、事業再生事件の私的整理から民事再生への移行に理論的基礎を与えた点。

社会的意義 財務状況の悪化した債務者に最も必要な「事業再構築」を効果的に行うにはどのような社会的なシステムが望ましいのか、私的整理と民事再生はどのような役割分担をすべきなのかを明らかにした点、事業性評価、経営改善支援、事業再生支援を検討することにより地域金融機関の重要な役割を明らかにした点。

研究成果の概要（英文）：The objective of this study was “Business reorganization of the debtor in Civil Rehabilitation Proceedings”. However, my study makes clear that business reorganization of the debtor is the roll of out-of-court workout in Japan. Almost no business reorganization, in Civil Rehabilitation Proceedings.

In this study I discuss how business reorganization of the debtor is going in out-of-court workout in Japan, and how Civil Rehabilitation Proceedings help out-of-court workout to accomplish business reorganization.

研究分野：民事手続法、倒産法、私的整理、事業再生

キーワード：事業再生 私的整理 民事再生 事業再構築

## 1. 研究開始当初の背景

事業が上手く行かず、財務状況が悪化した債務者企業は、その事業を立て直して収益力を高めなければならない。これは、誰にも目にも明らかな道理であろう。なお、以下では事業を立て直して収益力を高める作業を「事業再構築」と呼ぶことにする。

そして、事業が上手く行かず、財務状況が悪化したため、債権者が債権を一部放棄しなければ、事業を継続できなくなれば、債務者企業は次のように行動しなければならない：債務者企業は事業再構築計画を策定し、これにより予測される収益(向上した収益)を基礎に、必要とされる債権放棄の額を算出して、事業再生計画を策定し、これを、判断に必要な資料・情報と共に、債権者に提示し、説明する。その後、債権者と交渉し、説得したり、修正したりして、債権者も納得する事業再構築計画の成案ができれば、これを実行する。

ところが、本研究開始前(例えば、2015年5月に九州大学で「D.I.P.制度と再生管財人」という報告を行った頃。報告の内容は民事訴訟雑誌61号108-117、142-146頁を参照)には、民事再生(事業再生を担当する法的倒産手続)の実務は以上から著しく乖離していた。

すなわち、再生債務者は、再生計画において、事業再構築にはほとんど触れることなく、財務再構築計画(債権放棄の要請)を提示し、情報開示も事業再構築関係については極めて乏しく、結果的に、再生債権者は、交渉を経ることもなく、清算価値(このまま債務者を破産させて配当を受ける)を選ぶか、再生計画(再生債務者を存続させて将来収益の一部から弁済を受ける)を選ぶかの、二者択一を迫られていた。しかも、裁判所は、事件の成功に強いインセンティブを有しているので、清算価値を低く見積もる傾向にあると指摘されていた。

この実務は、倒産手続(倒産処理)から事業再構築のプロセスを除外している点に特色がある。

現代の経済社会は、倒産を、市場の失敗ではなく、経済社会が活力を維持するために必要不可欠な現象だと位置付けている。その理由は、倒産処理の結果、清算の場合であれば、債務者企業を構成する個々の財産が、これをより効果的に利用できる他の法主体に移転するからであり、再生の場合であれば、債務者企業の事業が、これをより効果的に経営できる経営者の下に移転するからである。経営者の交代のない場合でも、当該経営者がより効果的に経営できる経営者に変化するからである。

そして、再生の場面で、債務者企業の事業をより効果的に経営できる経営者の下に移転させるのも、当該経営者をより効果的に経営できる経営者に変化させるのも、事業再構築である。事業再構築のプロセスとは、債務者、スポンサー候補者らが策定した事業再構築計画案の中から、債権者(=市場の代表者)が最良として選んだものを策定したものの債務者の事業を再構築する計画となり、これを策定した者が債務者企業の事業再構築を遂行することなので、その企業の事業をより効果的に経営できる経営者の下に移転するのも、当該経営者がより効果的に経営できる経営者に変わるのも、事業再構築のプロセスにおいてなのである。

したがって、事業再構築のプロセスを除外するなら、民事再生は現代の経済社会から期待されている機能を果たせないことになる。倒産は市場の失敗ではなく、経済社会が活力を維持するために必要不可欠な現象だと位置付け得る根拠は、なくなってしまう。

上述のように運営される民事再生の下では、収益力が著しく低下した企業が倒産処理を契機に事業を立て直すことはなく、いわゆる「ゾンビ企業」の延命が可能となり、モラルハザードが起きるなどの問題が、生じることになる。

次に、金融債権者の立場から考えて見る。金融機関は、債務者企業が提案した事業計画を検討し、そこから上がる収益を予測して、融資を行う。事業が予想通りの収益を上げることができず、資金繰り上融資の返済が困難となったときは、債務者企業は、状況を説明し(情報を開示し)、事業再構築計画、それにより改善すると予測される収益を示した上で、元本・金利の減免を要請すべきである。双方が事業計画を検討し、理解し、納得した上で、債務者企業の事業計画のリスクを引き受けたのである。リスクが顕在化して、損失が発生したときに、融資の交渉の延長線上で(事業再構築計画の策定を前提として)、双方がこれを分担することは、不合理でも不公平でもない。

しかし、上述の民事再生の実務では、資金繰り上融資の返済が困難となったときに、債務者企業は交渉を打ち切り、情報開示をほとんどせず、一方的に、清算価値を選ぶか再生計画を選ぶかの二者択一を、迫るのである。これは金融取引の趣旨に反している。

「D.I.P.制度と再生管財人」の報告の後、民事再生の利用件数は激減し、多い時は1年間に300件を超えていた大阪地裁の民事再生件数も1年間に数件にまで減少してしまった。そして、有力な倒産弁護士たちは、異口同音に、事件は私的整理に流れているという。

そこで、私は、「民事再生における事業再構築」の研究を始める前に、私的整理における事業再構築も見ておくことにした。本プロジェクトの本体はアメリカ合衆国のChapter 11研究のほずである(Chapter 11において交渉により事業再構築が行われていることは既に確認済みであった)。しかし、その前に、我が国の私的整理のことを少し勉強すべきであるという趣旨であった。そして、私は、私的整理に強いと評判のある地域金融機関の企業サポート部を訪問し、そこで行われている業務を見て、驚愕することになった。

その金融機関の企業サポート部では、収益力に問題が生じた段階で事業再構築の支援を行っている（経営改善支援）。状況が深刻化し、債権放棄しなければ事業継続が難しくなれば、担当者も代るなどして（事業再生のスペシャル・チームが担当する）、事業再構築の支援も本格化する（事業再生支援）。そして、このような実務は、当該地域金融機関に特有ではなく、有力な地域金融機関においては、長い年月に渡り、大なり小なり行われている、とのことであった。

また、そこで行われている私的整理も、「私的整理ガイドライン」の下で行われる準則型私的整理とは、若干構造を異にしていた。すなわち、弁護士、公認会計士のほか、コンサルタントが加わり、事業再生計画（事業再構築計画と財務再構築計画）を策定していた。これは、大企業とは異なり、自社のスタッフの力だけでは事業再構築計画を作り出せない中小企業の特質に鑑みたもので、中小企業再生支援協議会全国本部が中心となって発展したものである。

以上のように、我が国では、地域金融機関、中小企業再生支援協議会において、事業再構築を伴う事業再生手続が行われていることが明らかとなった以上、アメリカ法に入る前に、先ずはこの点を調査し分析しようと、考えるに至った。

## 2．研究の目的

上述のように、事業再構築は法的倒産手続にとって本質的要素である。これにより、法的倒産手続（法的倒産処理）は経済社会において果たすべき役割（経済社会の活力の維持）を果たすことができる。そこで、民事再生において事業再構築が行われるようにするには、何をすべきか（民事再生をどのように改革すれば良いか）。以上が当初の研究の目的であった。

しかし、その後、我が国における私的整理の研究の成果を受けて、研究の目的を以下のように設定し直した。

事業による収益が計画通りに得られず、財務状況が悪化したため、債権者が期限を猶予するか、債権を一部放棄しなければ、事業を継続できなくなれば、債務者企業は事業再生（事業再構築と財務再構築）を行わなければならない。そこで、事業再生において事業再構築が効果的に行われるにはどのような環境整備が必要かを、明らかにする。

## 3．研究の方法

以上のテーマに関しては、これまでに、少なくとも倒産法の分野では、学術的研究はされてこなかったように思われる。

そこで、この分野に精通された弁護士、会計士、コンサルタント、金融機関の担当者の皆様に、個別面談、研究会、座談会等において、直接話を伺って、基本的な概念を作ったり、手続を形にしたり、論点を抽出して検討を行ったりする方法で、研究を遂行した。概念や、手続については、文章にした上で、読んで頂き、「これで違和感はなくなった」と言ってもらえるまで、批判・修正を繰り返した。

## 4．研究成果

### (1) 事業再生の構造

事業再生の構造は、私的整理の場合も、民事再生の場合も、自主再生型であろうと、事業譲渡型・スポンサー型であろうと、同じである。

その構成要素を理念型として示せば、以下のようになるだろう。

事業再生を行うか否か、どのような手続・タイプで行うかにつき、債務者が方針を決定する過程。

事業再生の開始（債務者と債権者の交渉の開始）。適切な環境の下で、債権者の権利行使が制約される。

デュー・デリジェンス（以下「DD」という）の過程。

債権者に対してDDの結果を説明する過程。事業再生のタイプは、遅くともこの過程で決まる。

事業再生計画案を策定する過程。

事業再生計画案を債権者に対して説明した上で、事業再生計画案の確定に向けた交渉（協議・説得・修正）が行われる過程。

事業再生計画案の確定。

事業再生計画案の賛否を決議する債権者集会。事業再生計画の成立と財務再構築の完了。

事業再構築計画の実行をモニターする過程。計画の修正もあり得る。

事業再構築が完了し収益力が想定通りに向上したことの確認。事業再構築の完了・事業再生の終了。

### (2) 事業再生と事業再生を行う「場」の区別

次に、事業再生自体と、事業再生を行う手続を、概念的に区別する必要がある。

すなわち、財務状況の悪化した債務者が収益力を向上させ十分に支払能力を回復するには、「事業再生」（事業再構築と財務再構築）自体が効果的に行われなくてはならない。事業再生手続（私的整理・民事再生）は、このような事業再生を遂行する『場』である。したがって、我が

国における「理想的な事業再生システム」全体を設計するには、まず、事業再生自体に着目し検討して、その後、理想的な事業再生を行う場として事業再生手続を考察すべきであろう。

### (3) 元本返済猶予手続

ある債務者企業に事業再生が必要となったとき、メイン・バンクは当該債務者企業がそのような状態にあることを知らねばならない。そうでなければ、事業再生は適時に開始できない。顧客の財務状況を適切にモニターしている金融機関であれば当然知っていると思われるが、そうでない場合でも、当該債務者企業からの申告に適切な時期にこの状態を了知しておく必要がある。そのために構築されたのが、元本返済猶予手続である。

手続の流れは以下の通り：債務者企業は、メイン・バンクに、自らが「金融債務を約定通りに支払えば商取引債務を約定通り支払えない」状態にあることを、申請する。すると、メイン・バンクは、当該債務者企業の取引金融機関全てに対し、事情を説明した上で、「元本の返済を猶予し利息の支払だけを続ける」という返済条件緩和に応じてくれるよう要請する。全取引金融機関がこれに応じることになれば、元本返済猶予が成立する。

元本返済猶予の成立による安定した資金繰りの中で、債務者企業（あるいはメイン・バンク）は簡易な DD を行い、廃業・清算を選択するか、再生を選択するか、再生を選択する場合、自主再生 型で行く（必要な金融支援が期限の猶予だけで十分な場合である）のか、債務者企業の事業を他の法主体に移す（金融支援として債権放棄が必要な場合である）のか等、事業再生の大枠を決定する。

なお、自主再生 型の選択が問題となり、債務者と金融機関の間で見解が相違する場合には、「事業再構築期間」を設定し、債務者企業に暫定的に事業再構築を行ってもらい、その結果を見て、自主再生 型を行うか、その事業を他の法主体に移すのかを、決定すべきである。

「倒産手続の適時開始」をどのように実現するかは、長い間倒産実務の大きな問題であった。元本返済猶予手続は、債務者の救済につながる蓋然性が高いだけに、債務者がメイン・バンクに自分の問題を率直に申告するインセンティブになる。それだけに、この制度の定着が強く望まれる。そのための条件として、債務者企業はできるだけ早期に申請すること（清算・廃業しか選択肢がない時点で申請しても金融機関は応じづらい）、各取引金融機関はメイン・バンクから要請があったときは先ずはこれに応じるという慣行を確立することが、挙げられよう。

### (4) 自主再生 型

自主再生 型は、金融界では私的整理と位置付けられていない。経営改善支援の 1 つであろう。それだけに、メイン・バンクの支援が極めて重要になるとと思われる。

また、自主再生 型を行う「場」は私的整理であると思われる。民事再生は、現状のままであれば、自主再生 型を行う場たり得ない。

### (5) 自主再生 型と事業譲渡・スポンサー型

金融支援として債権放棄が必要なので債務者企業の事業を他の法主体に移すのが、一般に私的整理といわれる場面である。

ここでは、債務者企業の経営者に事業再構築を行わせるのが合理的なのか、それ以外の人材に事業再構築を行わせるのが合理的なのか、実業会社（同業他社など）に譲渡するのが合理的なのか、問題となる。

、の選択は、基本的には、誰の事業再構築計画が債務者企業の事業の価値を「最大化」するかという観点で、行うべきである。なお、事業価値の「最大化」は、当該事業から生じる収益の多寡のみならず、当該事業が地域経済にもたらす恩恵（例、雇用の維持）なども考慮に入れて、判断される。

ただし、中小企業の場合、現経営陣（創業家）に経営の継続を保障すれば大変な熱意で事業再構築を行ってくれること、経営者の代わりを見つけることが困難な場合が少なくないこと（例、経営者が当該企業の事業価値の不可欠な構成要素となっている場合、経営者の代わりとなる人材はいるがそのような人物に支払う報酬を賄えない場合など）等から、まず、債権者が を受け入れてくれるか否かを試みた後で、 を検討すべきである。なお、 はいわゆるスポンサー選定の問題となる。

次に、手続的な流れであるが、まず、DD（デューデリジェンス）を行う。DD の結果を見れば、 が可能か、 を選択するほかないかは、相当程度明らかになるが、この点で、債務者企業と債権者の見解が一致しない場合には、「事業再構築期間」を設定し、債務者企業に暫定的に事業再構築を行ってもらい、その結果を見て、 が可能か否か、双方が判断することになる。「事業再構築期間」の遂行にあたり重要なのは、債務者企業に自主再生 型の可能性があることを明確に伝え、熱意を以て事業再構築が行われるよう配慮する（モチベーションの維持）一方で、

地域再生ファンドなど自主再生型を手掛けるファンドに情報を流し、金融機関の同意が得られた場合に即座に実現できるよう備えておくことである。

「事業再構築期間」の成果を前に、債権者はの受け容れは困難だと判断し、債務者企業も納得してを断念した場合には、の問題となる。すなわち、スポンサー選定が行われる。

#### (6) 自主再生型と事業譲渡・スポンサー型を行う「場」

この場合、事業再生の「場」としては、事業譲渡型・スポンサー型の私的整理、事業譲渡型・スポンサー型の私的整理と特定調停の組合せ、事業譲渡型・スポンサー型の私的整理と私的整理連続型民事再生の組合せ、プレパッケージ型民事再生、事業譲渡型・スポンサー型の民事再生等が、利用可能である。そこで、どのような基準で選択するのかが、問題となる。

基本はである。しかし、一部の金融機関が反対した場合には、翻意が比較的容易であると見られるときはを選択し、翻意が困難であると見られるときはを選択することになる。の場合、商取引債権の保護の問題が重要となる。また、簡易再生の利用が推奨される。

次に、商取引債務につきデフォルトを起こした場合、その債務者企業は私的整理を使えない。したがって、デフォルトを起こした時点により、（私的整理の途中でデフォルトを起こした場合）（当初からデフォルトを起こした場合）（当初からデフォルトを起こした場合）のいずれかを選択することになる。

次に、デフォルトを起こしていなくても、民事再生を使わねばならない場合がある。

まず、財務状況悪化の原因が債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償債務の発生である場合など、追加の債務の発生の可能性を排除できない場合には、最後に民事再生を利用しなければならない。すなわち、の利用が不可欠である。

また、私的整理を行なっているが不正が行われた虞があるので、裁判所による検証が欲しいと考える場合も、私的整理で同意することは避け、を利用すべきである。裁判所は、不認可事由の審理において、問題点をチェックしてくれよう。

私的整理において「事業再構築期間」の手続きを行い、自主再生型が決定した、あるいはスポンサー選定を行うことが決定した段階で、簡易に手続きを終えるため、民事再生を利用することは、異論もあるが、適切であると考えられる。また、手続きを開始して1ヶ月以上が経過してもスポンサーが見つからない場合には、秘密処理の制約のない民事再生に切り替えることが適切である。これらの場合、を選択することになる。

私的整理に参加してくれない金融機関がある場合には、を選択することになる。

最後に、債務者が、元本返済猶予手続や私的整理（一時停止）の下にあり、金融緩和（新たな期限の猶予）の恩恵を受けながら、事業再構築を行わない場合、どのような措置を講ずべきかが問題（「茹でガエル」の問題）となる。元本返済猶予も一時停止も金融機関から債務者企業への新たな信用供与であり、債務者企業が金融機関に支払うべき対価は事業再構築である。債務者企業がこれを行わないのは債務不履行であるから、金融機関は直ちに与信を打ち切って抜本処理に出るべきである。具体的には民事再生を申し立て、再生債務者が非協力的であるなら、管財人の選任を申し立てて、事業譲渡ないしスポンサー選定を行って、事件を終結すべきである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 中西 正	4. 巻 168号
2. 論文標題 我が国における「理想的な事業再生システム」の構築（上）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 事業再生と債権管理	6. 最初と最後の頁 51-59
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中西 正	4. 巻 170
2. 論文標題 我が国における「理想的な事業再生システム」の構築（下・完）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 事業再生と債権管理	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中西 正ほか	4. 巻 168号
2. 論文標題 座談会「準則型私的整理の現状と弁護士の役割」（上）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 事業再生と債権管理	6. 最初と最後の頁 60-73
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中西 正ほか	4. 巻 170
2. 論文標題 座談会「準則型私的整理の現状と弁護士の役割」（下）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 事業再生と債権管理	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中西 正	4. 巻 162号
2. 論文標題 いわゆる「準則型私的整理」の基本構造	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 事業再生と債権管理	6. 最初と最後の頁 41-48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中西 正	4. 巻 162号
2. 論文標題 地域金融機関による経営改善支援および事業再生支援	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 事業再生と債権管理	6. 最初と最後の頁 49-56
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中西 正	4. 巻 162号
2. 論文標題 「私的整理連続型民事再生手続序説	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 事業再生と債権管理	6. 最初と最後の頁 80-87
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 多比羅 誠、中西 正、三森 仁ほか	4. 巻 162号
2. 論文標題 地域企業の経営改善・事業再生のために地域金融機関と法律家が果たす役割	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 事業再生と債権管理	6. 最初と最後の頁 4-93
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中西 正	4. 巻 160
2. 論文標題 支払不能・支払停止・対抗要件否認	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 事業再生と債権管理	6. 最初と最後の頁 4-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中西 正	4. 巻 0
2. 論文標題 対抗要件を欠く担保権の実行と偏頗行為危機否認・再論	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 木内道祥先生古希・最高裁判事退官記念 家族と倒産の未来を拓く	6. 最初と最後の頁 563-590
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中西 正、多比羅 誠、静岡銀行、広島銀行、三森 仁、山形康郎、加藤寛史、河本茂行、佐藤昌己	4. 巻 162
2. 論文標題 地域企業の廃業・経営改善・事業再生のために地域金融機関と法律家が果たす役割	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 事業再生と債権管理	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中西 正	4. 巻 156号
2. 論文標題 D.I.P.とは何か?	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 事業再生と債権管理	6. 最初と最後の頁 81-85
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -



〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 中西 正
2. 発表標題 私的整理と民事再生
3. 学会等名 早稲田大学民事手続判例研究会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----